

第 7 期松本市障がい福祉計画  
第 3 期松本市障がい児福祉計画

令和6年3月

## 目次

1 計画の趣旨 .....	1
2 計画の性格 .....	1
3 計画期間 .....	2
4 障がい者の状況 .....	2
5 計画の位置づけ .....	4
6 国が示した障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項 .....	6
7 障がい者を対象としたサービス .....	8
(1)自立支援給付 .....	9
(2)地域生活支援事業 .....	9
(3)障害福祉サービスの体系 .....	10
8 障がい児を対象としたサービス .....	11
9 障害福祉サービス等の利用状況 .....	12
10 令和8年度の成果目標値の設定 .....	18
(1)成果目標①施設入所者の地域生活への移行 .....	18
(2)成果目標②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 .....	18
(3)成果目標③地域生活支援の充実 .....	19
(4)成果目標④福祉施設から一般就労への移行等 .....	21
(5)成果目標⑤障がい児支援の提供体制の整備等 .....	22
(6)成果目標⑥相談支援体制の充実・強化等 .....	23
(7)成果目標⑦障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築 .....	24
11 障害福祉サービスの見込量と計画実施の方向性 .....	26
(1)訪問系サービス .....	26
(2)日中活動系サービス .....	27
(3)居住系サービス .....	30
(4)相談支援 .....	31
(5)障がい児支援 .....	32
12 地域生活支援事業 .....	35
(1)必須事業 .....	35
(2)任意事業 .....	38
13 計画の見込量到達状況の点検及び評価 .....	39

# 1 計画の趣旨

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)では、障害福祉サービス等の提供の確保を図るため、数値目標やサービスの見込量などを定める障害福祉計画を市町村が策定することとされており、松本市では平成18年度から令和5年度まで3年ごとに策定し計画の推進に努めてまいりました。

障害者総合支援法の一部改正により、平成30年4月から障害児福祉計画の策定が加わり、また、児童福祉法の一部改正では、障害児通所支援等の確保に関する計画の策定が義務づけられ、地域での生活の継続を進めていくための環境整備が求められています。

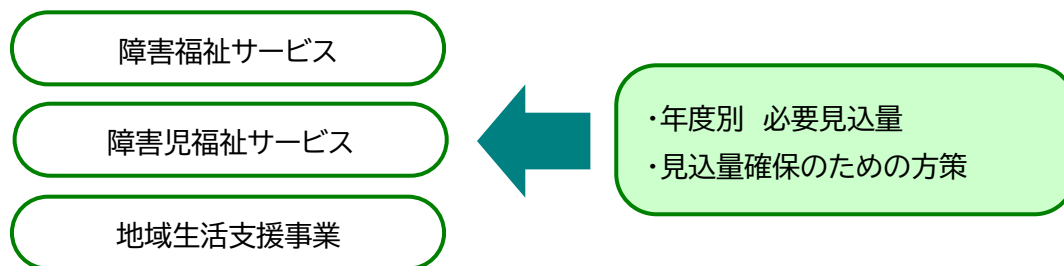
このたび、「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児計画」の計画期間(令和3年度～令和5年度)の終了に伴い、国・県の動向やこれまでの計画の実績、サービス利用の状況等を踏まえ、障がい児・障がい者施策の充実に向け、「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」(令和6年度～令和8年度)を策定するものです。

# 2 計画の性格

この計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)に沿って、各種障害福祉サービス・相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の必要な見込量やその見込量の確保のための方策に関する実施計画を定めるものです。

## 【主に定める事項】

- 各年度における障害福祉サービス及び障害児通所支援の種類ごとの必要量の見込み
- 障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 障害児通所支援・障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関すること



## 3 計画期間

「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」の計画期間は、国の基本方針に従って、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

## 4 障がい者の状況

### (1) 松本市の人口推移

(各年3月31日現在)

		H31	R2	R3	R4	R5
松本市の人口	人	238,647	237,840	237,484	236,345	235,720
年少人口(0歳～14歳)		31,418	30,879	30,379	29,732	29,086
生産年齢人口(15歳～64歳)		140,898	140,216	140,021	139,380	139,619
老年人口(65歳以上)		66,331	66,745	67,084	67,233	67,015

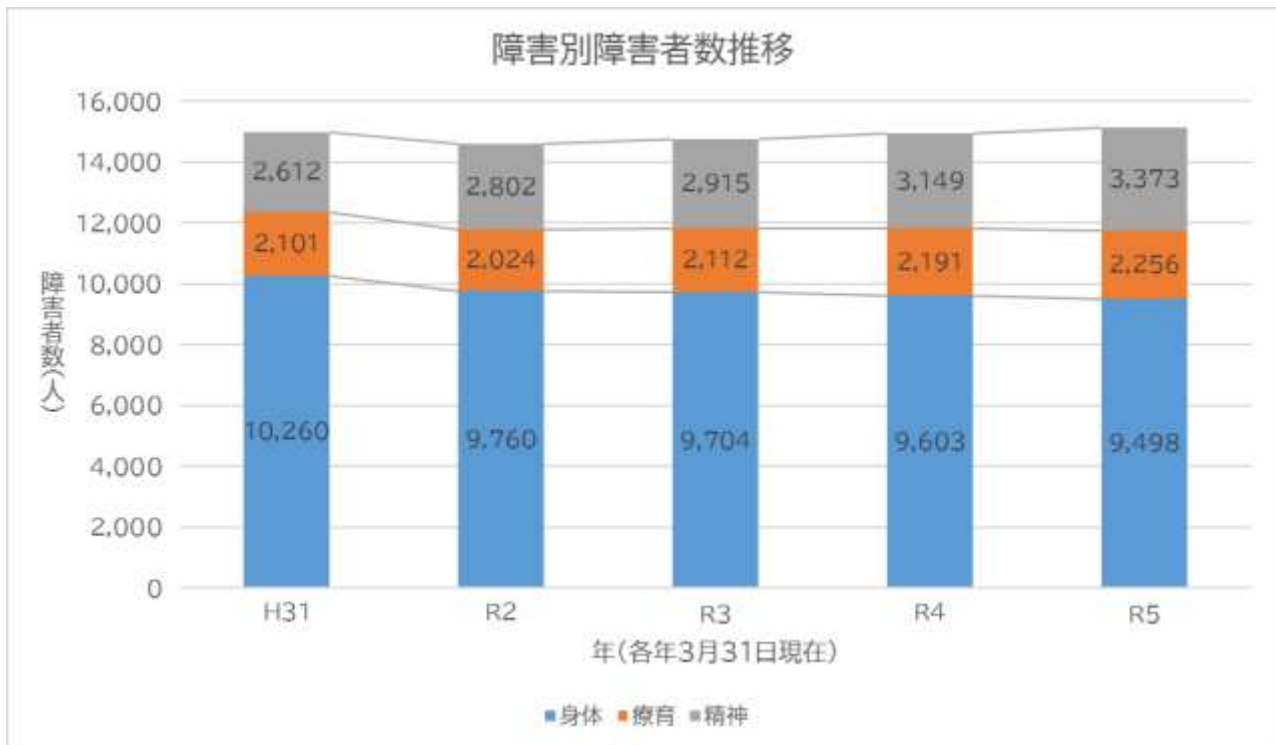
※ 住民基本台帳の登録人口による

### (2) 障がい別障がい者数推移

障がい別、手帳所持者数及び精神障がい者自立支援医療利用者数の推移 (各年3月31日現在)

		H31	R2	R3	R4	R5
身体障害者手帳①	人	10,260	9,760	9,704	9,603	9,498
	人口比(%)	4.30	4.10	4.09	4.06	4.03
療育手帳②	人	2,101	2,024	2,112	2,191	2,256
	人口比(%)	0.88	0.85	0.89	0.93	0.96
精神保健福祉手帳③	人	2,612	2,802	2,915	3,149	3,373
	人口比(%)	1.09	1.18	1.23	1.33	1.43
自立支援医療(旧精神障害者通院医療費公費負担)	人	4,501	4,664	4,978	5,060	5,235
	人口比(%)	1.89	1.96	2.10	2.14	2.22
障害手帳全体①+②+③	人	14,973	14,586	14,731	14,943	15,127
	人口比(%)	6.27	6.13	6.20	6.32	6.42

※ 自立支援医療は精神保健福祉手帳を持っていない方も利用している。



- ア 身体障害者手帳数の減少は人口減に比例しているものと考えられます。
  - イ 療育手帳者数は毎年平均43.8人ずつ増加しており微増の傾向がみられます。
  - ウ 精神保健福祉手帳者数は毎年平均213.6人ずつ増加しており、大幅な増加の傾向がみられます。
- 障がい者数の状況から障害福祉サービスの見込量については、事業により増・減・現状維持等の判断が難しい状況となってきています

# 5 計画の位置づけ

本市の障がい児・障がい者の福祉を目的とした計画には、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画があります。以下その計画の位置づけについて説明します。

## (1) 計画の法的根拠

### ア 障害者計画

障害者基本法第11条第3項に基づく市町村福祉計画で、市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための理念や方針、施策や事業を定める基本計画です。

### イ 障害福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画で、計画期間各年度の障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込量や提供体制を定める実施計画です。

当計画はこれに該当します。

### ウ 障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画で、計画期間各年度の障害児通所支援及び障害児相談支援事業の見込量や提供体制を定める実施計画です。

当計画はこれに該当します。

## (2) 計画の位置づけ

「第7期松本市障がい福祉計画」及び「第3期松本市障がい児福祉計画」は松本市総合計画、地域福祉計画等、本市における保健・福祉に関連する他の計画と整合を保ちながら策定します。

### 【「障害福祉計画・障害児福祉計画」と「障害者計画」の関係】

#### 障害者計画(基本計画)

○計画期間:中長期(松本市は5年)

※現行の第4次計画は令和4年度から令和8年度までを計画期間として策定

#### 障害福祉計画(実施計画)

○計画期間:3年を1期とする

※第7期計画は、令和6年度から令和8年度までを計画期間として策定

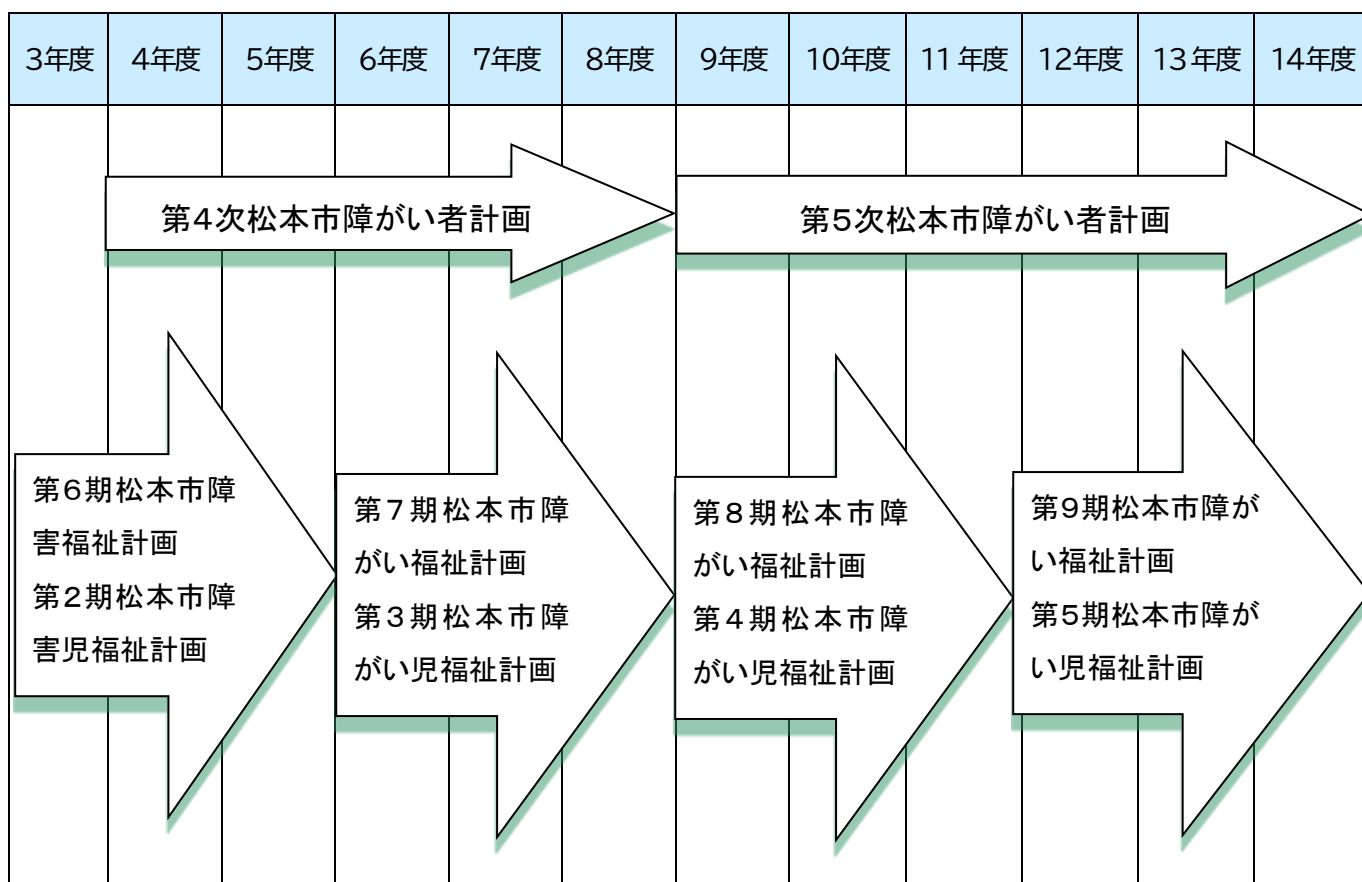
#### 障害児福祉計画(実施計画)

○計画期間:3年を1期とする

※第3期計画は、令和6年度から令和8年度までを計画期間として策定

※ 第4次松本市障がい者計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間の計画期間となっており、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度の3年間の計画期間となります。

したがって、両計画ともに令和8年度をもって計画期間が終了となりますので、第5次の松本市障がい者計画からは、3年ごとに策定する障害福祉計画及び障害児福祉計画の終了年度を中間評価年とした6年間の計画期間とすることを予定しています。



# 6 国が示した障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

## (1) 国の指針による基本的理念

当計画は国の基本指針で掲げられている次の点に配慮し策定しました。

- ア 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- イ 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ウ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- エ 地域共生社会の実現に向けた取組
- オ 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- カ 障がい福祉人材の確保・定着
- キ 障がい者の社会参加を支える取組定着

## (2) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- ア 必要とされる訪問系サービスの保障
- イ 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- ウ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- エ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- オ 強度行動障がいや高次脳機能障害を有する障がい者等に対する支援体制の充実
- カ 依存症対策の推進

## (3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ア 相談支援体制の充実・強化
- イ 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ウ 発達障がい者等に対する支援
- (ア) 発達障がい者等への相談支援体制等の充実
- (イ) 発達障がい者等及び家族等への支援体制の確保
- エ 協議会の活性化

## (4) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ア 地域支援体制の構築
- イ 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援



- ウ 地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進
- エ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
  - (ア) 重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実
  - (イ) 強度行動障がいや高次脳機能障害を有する障がい児に対する支援体制の充実
  - (ウ) 虐待を受けた障がい児に対する支援体制の整備
- オ 障がい児相談支援の提供体制の確保

# 7 障がい者を対象としたサービス

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者は、障害者総合支援法に基づき、障がい種別にかかわらず障がい者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスを利用します。

サービス体系は、国や都道府県の義務的経費がともなう個別給付としての「自立支援給付」と、地域での生活を支えるために、国や都道府県の財政援助のもと地域の実情に応じて実施される「地域生活支援事業」に分かれています。

【自立支援システムの全体像】



※訪問系:訪問系サービス、日中活動系:日中活動系サービス、居住系:居住系サービス  
 ※訓練等給付中の「就労選択支援」は、令和7年10月から制度開始予定のサービスです。

## (1) 自立支援給付

自立支援給付は、①介護給付、②訓練等給付、③自立支援医療、④補装具の4つに大きく分かります。

低所得(市町村民税非課税)の障がい者については、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担は無料化されています。

### 介護給付と訓練等給付

障がい程度が一定以上の人に生活上または療養上の必要な介護を給付する「介護給付」と、身体的または社会的リハビリテーションや就労につながる支援を行う「訓練等給付」サービスの2種類の体系に分かれています。

- 「介護給付」 居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護、短期入所(ショートステイ)、療養介護、生活介護、施設入所支援
- 「訓練等給付」 自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助(グループホーム)、就労定着支援、自立生活援助、就労選択支援(令和7年10月から制度開始予定)

### 自立支援医療の支給

心身の障がい除去・軽減のための医療は、自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、更生医療、育成医療、精神通院医療公費負担に分かれています。

### 補装具の支給

身体機能を補うため必要な補装具の購入又は修理に要する費用に対して、補装具費を支給します。

## (2) 地域生活支援事業

「地域生活支援事業」は、障害者総合支援法第77条において市町村が実施主体となる事業で、地域での生活を支えるさまざまな事業を地域の実情に応じて都道府県と連携しながら実施します。

「理解促進研修・啓発事業」「相談支援事業」「成年後見制度利用支援事業」「意思疎通支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」等の必須事業と、地域の実情に応じて行う任意事業に分かれています。

### (3)障害福祉サービスの体系

自立支援給付	相談支援	計画相談支援
		地域移行支援
		地域定着支援
	介護給付	居宅介護
		重度訪問介護
		行動援護
		同行援護
		重度障害者等包括支援
		短期入所
		療養介護
		生活介護
		施設入所支援
	訓練等給付	自立訓練(機能訓練・生活訓練)
		就労移行支援
		就労継続支援(A型・B型)
		共同生活援助
		就労定着支援
		自立生活援助
		就労選択支援(令和7年10月から制度開始予定)
	自立支援医療	更生医療
		育成医療
		精神通院医療
	補装具	
地域生活支援事業	必須事業	理解促進研修・啓発事業
		相談支援事業
		成年後見制度利用支援事業
		地域活動支援センター
		日常生活用具の給付等
	任意事業	日中一時支援事業 等

## 8 障がい児を対象としたサービス

児童福祉法の一部改正により、障がい種別で分かれていた障害児施設について、通所による支援を「障害児通所支援(児童発達支等)」、入所による支援を「障害児入所支援(障害児入所施設)」として、それぞれ一元化されました。

また、通所サービスの支給決定を身近な市町村に変更したことで、障害者総合支援法の居宅サービスと通所サービスの一体的な提供が可能となりました。

### 市町村

#### 障害児通所支援

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 居宅訪問型児童発達支援

#### 障害児相談支援

### 都道府県

#### 障害児入所支援

- 福祉型障害児入所施設
- 医療型障害児入所施設

## 9 障害福祉サービス等の利用状況

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画におけるサービスの見込量と実績は、次のとおりです。

令和5年度の実績値については、令和6年度に松本市社会福祉審議会の障害者福祉専門分科会において到達状況を評価し公表します。なお、この評価に基づき本計画を見直す場合があります。

この利用状況は評価終了後、毎年更新します。

### (1) 訪問系サービスの見込みと利用実績の比較

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①居宅介護 (時間/月) サービス内容はP26	見込	7,065	7,065	7,065
	実績	6,201	6,890	—
	到達状況(実績/見込)	87.8%	97.5%	—
②重度訪問介護 (時間/月) サービス内容はP26	見込	443	443	443
	実績	1,419	1,460	—
	到達状況(実績/見込)	320.3%	329.6%	—
③同行援護 (時間/月) サービス内容はP26	見込	498	498	498
	実績	503	613	—
	到達状況(実績/見込)	101.0%	123.0%	—
④行動援護 (時間/月) サービス内容はP26	見込	1,232	1,318	1,410
	実績	909	1,178	—
	到達状況(実績/見込)	73.8%	89.4%	—
⑤重度障害者包括支援(時間/月) サービス内容はP26	見込	2,920	2,920	2,920
	実績	2,880	2,160	—
	到達状況(実績/見込)	98.6%	74.0%	—

時間＝月間利用時間

- ※① 居宅介護の利用者数は令和2年度394人/月から令和4年度467人/月と増加傾向にあります。
- ※② 重度訪問介護は、長時間の利用者が増加したことにより、実績が見込を大幅に超過しています。
- ※④ 行動援護の利用者は令和2年度62人/月から令和4年度79人/月と増え、利用時間も増加しています。

## (2)日中活動系サービスの見込みと利用実績の比較

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①生活介護 (日分/月) サービス内容はP27	見込	9,488	9,677	9,870
	実績	8,657	8,568	—
	到達状況(実績/見込)	91.2%	88.5%	—
②自立訓練(機能訓練)(日分/月) サービス内容はP27	見込	29	29	29
	実績	11	77	—
	到達状況(実績/見込)	75.9%	265.5%	—
③自立訓練(生活訓練)(日分/月) サービス内容はP27	見込	145	145	145
	実績	164	479	—
	到達状況(実績/見込)	113.1%	330.3%	—
④就労移行支援 (日分/月) サービス内容はP28	見込	1,265	1,347	1,430
	実績	1,401	1,357	—
	到達状況(実績/見込)	110.8%	100.7%	—
⑤就労継続支援(A型)(日分/月) サービス内容はP28	見込	1,627	1,702	1,777
	実績	1,667	2,364	—
	到達状況(実績/見込)	102.5%	138.9%	—
⑥就労継続支援(B型)(日分/月) サービス内容はP28	見込	10,042	10,170	10,300
	実績	9,585	9,679	—
	到達状況(実績/見込)	95.4%	95.2%	—
⑦就労定着支援 (日分/月) サービス内容はP28	見込	16	16	16
	実績	15	20	—
	到達状況(実績/見込)	93.8%	125.0%	—
⑧療養介護 (日分/月) サービス内容はP28	見込	49	49	49
	実績	52	51	—
	到達状況(実績/見込)	106.1%	104.1%	—
⑨短期入所(福祉型) (日分/月) サービス内容はP28	見込	392	401	409
	実績	383	398	—
	到達状況(実績/見込)	97.7%	99.3%	—
⑩短期入所(医療型) (日分/月) サービス内容はP28	見込	169	170	174
	実績	122	106	—
	到達状況(実績/見込)	72.2%	62.4%	—

日分＝月間延利用人数

※⑤ 就労継続支援(A型)の利用人数が大きく増加している要因は令和2年度に6か所だった事業所数が令和4年度に12か所に増えたことや精神障がい者の利用者が増加しているためと考えられます。

### (3) 居住系サービスの見込みと利用実績の比較

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①自立生活援助 (人/月) サービス内容はP30	見込	6	8	10
	実績	5	4	—
	到達状況(実績/見込)	83.3%	50.0%	—
②共同生活援助 (人/月) サービス内容はP30	見込	260	279	298
	実績	259	282	—
	到達状況(実績/見込)	99.6%	101.1%	—
③施設入所支援 (人/月) サービス内容はP30	見込	232	231	230
	実績	220	219	—
	到達状況(実績/見込)	94.8%	94.8%	—

人=月間実利用人数

※① 自立生活援助事業は平成30年度に始まった事業で、事業所数も少ないため実績が少ないと考えられます。

※③ 施設入所支援の利用者数について、第6期障害者福祉計画では施設入所者を地域へ移行し利用者数が減る見込みとしました。

### (4) 相談支援の見込みと利用実績の比較

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①計画相談支援 サービス内容はP31	見込	486	494	503
	実績	473	562	—
	到達状況(実績/見込)	97.3%	113.8%	—
②地域移行支援 サービス内容はP31	見込	5	5	5
	実績	1	0	—
	到達状況(実績/見込)	20.0%	0.0%	—
③地域定着支援 サービス内容はP31	見込	5	5	5
	実績	5	6	—
	到達状況(実績/見込)	100.0%	120.0%	—

人=月間実利用人数



(5)障がい児支援の見込みと利用実績の比較

	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
①児童発達支援 (人/月) サービス内容はP30	見込	117	125	133
	実績	120	149	—
	到達状況(実績/見込)	102.5%	119.2%	—
②放課後等デイサー ビス(人/月) サービス内容はP30	見込	316	335	356
	実績	422	477	—
	到達状況(実績/見込)	133.5%	142.3%	—
③保育所等訪問支援 (人/月) サービス内容はP30	見込	2	3	3
	実績	0	1	—
	到達状況(実績/見込)	0%	0%	—
④居宅訪問型児童発 達支援(人/月) サービス内容はP30	見込	2	3	4
	実績	0	1	—
	到達状況(実績/見込)	0%	0%	—
⑤障害児相談支援 (人/月) サービス内容はP30	見込	45	46	48
	実績	55	203	—
	到達状況(実績/見込)	122.2%	441.3%	—
⑥医療的ケア児に対 する関連分野の支援 を調整するコーデ ィネーター (圏域配置人数) サービス内容はP30	見込	0	0	1
	実績	0	0	—
	到達状況(実績/見込)	0%	0%	—

人=月間実利用人数

	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
⑦福祉型児童入所支 援(人/月) サービス内容はP30	見込	5	5	5
	実績	4	4	—
	到達状況(実績/見込)	0%	0%	—
⑧医療型児童入所支 援(人/月) サービス内容はP30	見込	14	16	16
	実績	20	21	—
	到達状況(実績/見込)	142.8%	131.2%	—

人=月間実利用人数

(6) サービス事業所数の見込みと利用実績の比較

	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
生活介護設置目標数 サービス内容はP27	見込	20	21	22
	実績	20	20	—
	到達状況(実績/見込)	100.0%	95.2%	—
自立訓練設置目標数 サービス内容はP27	見込	1	1	1
	実績	1	2	—
	到達状況(実績/見込)	100.0%	200.0%	—
就労移行支援設置目 標数 サービス内容はP28	見込	12	13	14
	実績	10	13	—
	到達状況(実績/見込)	83.3%	100.0%	—
就労継続支援(A型) 設置目標数 サービス内容はP28	見込	6	6	7
	実績	10	12	—
	到達状況(実績/見込)	166.7%	200.0%	—
就労継続支援(B型) 設置目標数 サービス内容はP28	見込	29	29	30
	実績	34	37	—
	到達状況(実績/見込)	117.2%	127.6%	—
療養介護設置目標数 サービス内容はP28	見込	2	2	2
	実績	2	2	—
	到達状況(実績/見込)	100.0%	100.0%	—
短期入所設置目標数 サービス内容はP28	見込	15	15	16
	実績	17	19	—
	到達状況(実績/見込)	113.3%	126.7%	—
グループホーム設置 目標数 サービス内容はP30	見込	50	53	56
	実績	59	64	—
	到達状況(実績/見込)	118.0%	120.8%	—

単位:カ所数

(7)地域生活支援事業の見込みと利用実績の比較

	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話通訳者・要約筆記 者派遣事業(件数/年) サービス内容はP35	見込	1,424	1,495	1,596
	実績	1,348	1,483	—
	到達状況(実績/見込)	94.7%	99.2%	—
日常生活用具給付等 事業(件数/年) サービス内容はP36	見込	5,143	5,177	5,220
	実績	5,146	5,500	—
	到達状況(実績/見込)	100.1%	106.2%	—
移動支援事業(時間 /年) サービス内容はP36	見込	22,877	22,877	22,877
	実績	15,743	14,278	—
	到達状況(実績/見込)	68.5%	62.4%	—
地域活動支援センタ ー事業(件数/月) サービス内容はP36	見込	155	156	157
	実績	113	103	—
	到達状況(実績/見込)	72.9%	66.0%	—

第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画に見込量があり比較可能と考えられる項目

# 10 令和8年度の成果目標値の設定

## (1) 成果目標①施設入所者の地域生活への移行

ア 国の示す成果目標(基本指針による目標)

令和4年度末時点の施設入所者数の6.0%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行することとともに、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5.0%以上削減することを基本としています。

イ 松本市における成果目標

項目	第7期目標値	備考
施設入所者数(A)	213人	令和4年度末時点の施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数(B)	13人 (6.1%)	(A)のうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する人数
令和8年度末時点の施設入所者数(C)	201人	令和8年度末時点の利用人員
【目標値】 入所者削減見込(D)	12人 (5.6%)	差し引き(A-C)

※ 地域生活移行者数における県の目標値は、国の考え方のおり未達成割合を加えた目標値とすると、実績との乖離が生じることから、国の目標値は参考としつつも、各圏域の現状を加味し、適正な目標値を検討した各市町村の積み上げ数値を県の目標値としています。

※ 入所者削減見込における県の目標値は、国の目標値は達成しているものの、各圏域の現状を加味し、適正な目標値を検討した各市町村の積み上げ数値を県の目標値としています。

### 計画実施の方向性

- ・地域移行の必要性について、事業者・利用者への制度周知を図ります。
- ・入所施設からの地域移行を推進するために、事業者と連携し、重度の障がい者や高齢の障がい者に対応したグループホーム(P30)や日中活動系サービス(P27)の整備を図ります。

## (2) 成果目標②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア 国の示す成果目標(基本指針による目標)

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、成果目標が次のとおり設定されています。

(ア) 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とします。

(イ) 令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を減

少させます。

(ウ) 令和8年度における入院3か月時点、入院後6か月時点及び入院後1年時点の退院率の目標値をそれぞれ68.9%以上、84.5%以上及び91.0%以上として設定することを基本とします。

※アの成果目標は県のみが設定する項目になります。

#### イ 松本市における成果目標

項目	単位	6年度	7年度	8年度
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回数	2	2	2
協議の場の参加者数	保健	1	1	1
	医療(精神科)	1	1	1
	福祉	9	8	7
	介護	2	2	2
	当事者			1
	家族		1	1
市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者における目標設定及び評価の実施回数	目標設定	指定一般相談支援事業者連絡会等の開催により、精神障がい者にも対応した地域包括支援システムを構築します。		
	評価の実施回数	2	2	2

※ 松本圏域内の他地域の自立支援協議会とも協議し、これまでの地域移行部会にあたる会議を松本圏域で設置、開催するよう検討します。

併せて、現在開催されている指定一般実務者連絡会や病院のメディカルソーシャルワーカーと市の職員の会議等もこの取組として位置づけ、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムとして構築してまいります。

### (3)成果目標③地域生活支援の充実

#### ア 国の示す成果目標(基本指針による目標)

令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備(複数市町村による共同整備を含む。)するとともに、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制や緊急時の連絡体制の構築を進め、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証および検討することとしています。

また、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい者を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることとしています。

#### イ 松本市における成果目標

(ア) 地域生活支援拠点等の整備

項目	単位	6年度	7年度	8年度
地域生活支援拠点等の数 ※1	カ所	1カ所	1カ所	1カ所
コーディネーターの配置人数 ※2	人	7人	7人	7人
運用状況の検証および検討の回数 ※3	回/年	4回/年	4回/年	4回/年

※1 地域生活支援拠点には①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場の提供、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの機能を整備することとなっています。

松本圏域は地域における複数の機関が分担して五つの機能を担う「面的整備型」の体制で整備し、1カ所としています。

※2 松本圏域における計画数値との整合を図るため、松本圏域全体の配置人数となっています。

※3-1 運用状況の検証及び検討の場としては、松本市自立支援協議会、松本圏域行政連絡会を想定しています。

※3-2 松本市自立支援協議会は、障がい者を支援するための開かれた会議とするため、出席者を特定せず、関係機関及び障がい者福祉に関わる方がどなたでも自由に参加していただけるものとしています。

※3-3 基幹相談支援センター・ひとり暮らし体験事業等の活動について自立支援協議会へ報告し運営状況を検証します。

(イ) 強度行動障がい者を有する者への支援体制整備

項目	内容	
取組単位	松本圏域	
強度行動障がい者を有する者への支援ニーズの把握と支援体制の整備	ニーズの把握	障害支援区分認定調査の行動関連項目の点数の集計及び基幹相談支援センターとの情報共有により、支援を必要とする者を把握するとともに、対象者本人及び家族への調査や障害福祉サービス事業所等関係機関への聞き取り等により、圏域全体でのニーズ把握を行います。
	支援体制の構築	
	実施の体制	強度行動障がい支援検討プロジェクト等を活用し、調査、聞き取り等により把握したニーズや課題、実際の支援の事例を圏域全体で共有し、また、関係機関との連携を図り、地域資源の開発等の支援を行う体制づくりを行います。

※ 令和4年度から社会資源や支援する人材が不足している強度行動障がい者を対象とした新たな事業を開始し、当該障がい者の地域生活を支える体制の整備に努めています。

a 日中一時支援事業における強度行動障がいに対応する単価の設定

地域生活支援事業の日中一時支援事業のサービス単価について、強度行動障がい者に対

応じた際の報酬単価を設定しました。

- b 強度行動障がいに対応した住宅整備事業  
強度行動障がいを有する方の介護者の負担軽減のため、居室、浴室、台所、洗面所等の住宅整備、改修に対して補助金を交付しています。
- c 強度行動障がいに対応した施設改修事業  
強度行動障がい者の地域での安定した生活を支援し、介護者の負担軽減を図るため、市内の事業者が強度行動障がい者に対応するために施設を改修等する場合の経費に対し、補助金を交付しています。

引き続き、強度行動障がいを有する方の支援体制整備に向け、更なる事業内容の充実を図ってまいります。

#### (4)成果目標④福祉施設から一般就労への移行等

##### ア 国の示す成果目標(基本指針による目標)

###### (ア) 福祉施設利用者の一般就労への移行者数の増加

- a 就労移行支援事業所等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業所)を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とします。
- b 就労移行支援事業所からの一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.31倍以上とします。
- c 就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が就労移行支援事業所数の5割以上とします。
- d 就労継続支援A型事業所から一般就労への移行者数を令和3年度実績の概ね1.29倍以上とします。
- e 就労継続支援B型事業所から一般就労への移行者数を令和3年度実績の概ね1.28倍以上とします。

###### (イ) 職場定着率の増加

- a 就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とします。
- b 就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とします。

##### イ 松本市における成果目標

項目	第7期目標値	考え方
令和8年度の年間一般就労移行者数	58人	令和8年度における障害福祉サービス事業所から一般就労への移行者数を、令和3年度(44人)の1.28倍以上とする。(松本市:1.32倍)
就労移行支援事業から一般就労への年間移行者数	42人	令和8年度における就労移行支援事業から一般就労への移行者数を令和3年度実績(32人)の1.31倍以上とする。(松本市:1.31倍)



就労継続支援A型事業から一般就労への年間移行者数	12人	令和8年度における就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数を令和3年度実績(9人)の概ね1.29倍以上とする。(松本市:1.33倍)
就労継続支援B型事業から一般就労への年間移行者数	4人	令和8年度における就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数を令和3年度実績(3人)の概ね1.28倍以上とする。(松本市:1.33倍)
就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所数	7事業所	令和8年度における就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を就労移行支援事業所(13事業所)の5割以上とする。(松本市:54%)
障害福祉サービス事業所から一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者	11人	令和8年度における就労定着支援事業の利用者を令和3年度利用者(7人)の1.41倍以上とする。(松本市:1.57倍)
就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所の年間の数	7事業所	就労定着支援事業所(10事業所)のうち就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。(松本市:70%)

<就労定着率の考え方>

過去6年間に於いて就労定着支援の利用を修了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

## 計画実施の方向性

- ・企業、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所等との連携を強化し、目標の達成を目指します。
- ・障がい者の一般就労を促進するため、就労移行支援事業所や就労定着支援事業所と連携し、障がい特性に合った就労の場の確保と一般就労への定着を促進します。

## (5)成果目標⑤障がい児支援の提供体制の整備等

### ア 国の示す成果目標(基本指針による目標)

- (ア) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
  - a 児童発達支援センターを設置(市町村単独での設置が困難な場合は圏域設置を検討)
  - b 全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。
  - c 児童発達支援センター及び保育所等訪問支援を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築します。
- (イ) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保(市町村単独での設置が困難な場合は圏域設置を検討)
- (ウ) 県に医療的ケア児支援センターの設置、各都道府県、各圏域及び各市町村において、



医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置します。

医療的ケア児等支援コーディネーターを中心に医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設け、地域での支援体制を強化していきます。

イ 松本市における成果目標

項目	整備状況
児童発達支援センターの設置	H25年度設置
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	H25年度設置
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	H25年度設置
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	R元年度設置
医療的ケア児等コーディネーターの配置	R5年度配置

(6)成果目標⑥相談支援体制の充実・強化等

ア 国の示す成果目標(基本指針による目標)

令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本します。

また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とします。

イ 松本市における成果目標

(ア) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

項目		6年度	7年度	8年度
基幹相談支援センターの設置の有無		有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の回数	件	150	180	200
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	15	15	15
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込み	回	13	14	15

個別事例の支援内容の検証実施回数	回	2	2	2
主任相談支援専門員の配置人数	人	3	3	3

(イ) 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

項目		6年度	7年度	8年度
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	回	5	5	5
参加事業者数・機関数	団体	28	28	28
協議会の専門部会の設置数	部会	7	7	7
協議会の専門部会の実施回数	回	17	17	17

※ 令和5年度から、松本市自立支援協議会においてサービス種別ごとの事業所連絡会を順次立ち上げています。引き続き、定期的に会議を開催し、情報共有、課題解決に取り組んでいきます。

(7) 成果目標⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

ア 国の示す成果目標(基本指針による目標)

令和8年度末までに、障害福祉サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することを基本とします。

イ 松本市における成果目標

(ア) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

項目		6年度	7年度	8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市町村職員の参加人数	人	2	3	4

(イ) 障害者自立支援審査システムによる審査結果の共有

項目	考え方
本項目の取組単位 (市町村、圏域・地域、その他複数市町村)	松本市単独

(ウ) 審査結果の分析と結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無

項目		6年度	7年度	8年度
体制の有無		有	有	有
実施の方法		事業所を集めた集団指導を行う。		
実施回数	回	1	1	1

# 11 障害福祉サービスの見込量と計画実施の方向性

## (1)訪問系サービス

### サービスの概要

- ① 居宅介護
  - ・ 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。
- ② 重度訪問介護
  - ・ 重度の肢体不自由又は重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する方が対象となります
  - ・ 自宅又は病院、診療所、助産所、介護保険老人施設及び介護医院において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、及び清掃等の家事並びに助言その他の生活全般にわたる援助及び外出時における移動中の介護を総合的に供与します。
- ③ 同行援護
  - ・ 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある方が対象となります。
  - ・ 外出に同行し、移動に必要な情報提供や移動の援護などのサービスを提供します。
- ④ 行動援護
  - ・ 知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方であって常時介護を要する方が対象となります。
  - ・ 行動する際に生じる危険を回避するために、外出時の移動中の介護などのサービスを提供します。
- ⑤ 重度障害者等包括支援
  - ・ 常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方が対象です。
  - ・ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供します。

### 必要な見込量

※令和5年度は見込値、6年度から8年度までは計画値です。

	単位	5年度	6年度	7年度	8年度
①居宅介護	時間	6,833	6,776	6,720	6,664
	人	459	457	452	447
②重度訪問介護	時間	1,568	1,568	1,568	1,568
	人	4	6	6	6
③同行援護	時間	661	713	769	830
	人	74	77	82	88
④行動援護	時間	1,214	1,251	1,289	1,329

	人	82	81	82	83
⑤重度障害者包括支援	時間	2,160	2,160	2,160	2,160
	人	3	3	3	3

単位：月間利用時間・月間利用実人数

<見込量の考え方>

国の指針に基づき、令和2年度から令和4年度までの実績の伸び率をもとにして、今後3年間の見込量を推計しました。

## 計画実施の方向性

地域での自立した生活を支える上で必要不可欠なサービスであるため、障がい者への制度の周知、安定したサービス供給ができる体制の整備に努めます。

- ① 指定特定相談支援事業所と連携し、サービス利用計画やモニタリングを通じ必要なサービスが確保できるよう適切な支援を行ないます。
- ② 適正な障害福祉サービス提供の目安となる、介護給付費等の支給決定基準の策定について検討します。
- ③ 全体的に利用者は増加傾向にあるため、事業所等と連携し、利用者増への対応を図ります。
- ④ 医療的ケアの必要がある障がい者、強度行動障がい者、精神障がい者への対応ができる、障がい特性を理解したヘルパーを確保するため、ヘルパー研修等を紹介し、サービスの向上を図ります。

## (2)日中活動系サービス

### サービスの概要

- ① 生活介護
  - ・ 常時介護が必要な方で、障害支援区分 3(あわせて施設入所支援を利用する場合は区分 4)以上、または年齢が 50 歳以上で、障害支援区分 2(あわせて施設入所支援を利用する場合は区分 3)以上の場合対象となります。
  - ・ 事業所において、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や、生産活動や創作的活動の機会の提供などのサービスを提供します。
- ② 自立訓練(機能訓練)
  - ・ 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障がいの方が対象となります。
  - ・ 自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等のサービスを提供します。
- ③ 自立訓練(生活訓練)
  - ・ 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい、精神障がいの方が対象となります。
  - ・ 自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等

のサービスを提供します。

④ 就労移行支援

- ・ 一般就労等を希望し、企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる方が対象となります。
- ・ 定められた期間、事業所における作業や、企業における実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援など、就労定着のために必要な訓練、指導等のサービスを提供します。

⑤ 就労継続支援(A型)

- ・ 一般の事業者には雇用されることが困難な場合に、就労継続支援(A型)事業所内において雇用契約に基づく就労が可能な方が対象となります。
- ・ 一般就労に向け必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等のサービスを提供します。

⑥ 就労継続支援(B型)

- ・ 通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障がいのある方が対象となります。
- ・ 生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

⑦ 就労定着支援

- ・ 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した方で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方が対象となります。
- ・ 事業所・家族等との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを提供します。

⑧ 就労選択支援(令和7年10月から制度開始予定)

- ・ 障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

⑨ 療養介護

- ・ 病院等への長期の入院による医療に加え、常時介護が必要な方で、障害支援区分 5 以上の重症心身障がいがある場合に対象となります。
- ・ 病院等への入院による医学的管理の下、食事・入浴等の介護の提供、日常生活上の相談支援、社会参加活動支援などを通して身体能力や日常生活能力の維持・向上のために必要な介護、訓練等を実施します。

⑩ 短期入所

- ・ 居宅で介護している介護者の疾病やその他の理由で、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする方等が対象となります。
- ・ 入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を提供します。

## 必要な見込量

※令和5年度は見込値、6年度から8年度までは計画値です。

	単位	5年度	6年度	7年度	8年度
①生活介護	日分	8,791	8,791	8,791	8,791

	人	521	521	521	521
②自立訓練(機能訓練)	日分	42	42	42	42
	人	2	2	2	2
③自立訓練(生活訓練)	日分	456	456	456	456
	人	21	21	21	21
うち精神障がい者の利用	人	14	14	14	14
④就労移行支援	日分	1,503	1,665	1,844	2,043
	人	81	85	90	95
⑤就労継続支援(A型)	日分	3,052	3,940	5,087	6,567
	人	173	231	309	413
⑥就労継続支援(B型)	日分	9,981	10,284	10,596	10,918
	人	665	673	681	689
⑦就労定着支援	人	24	29	35	42
⑧就労選択支援	人	—	—	1	2
⑨療養介護	人	51	51	51	51
⑩短期入所(福祉型)	日分	413	428	444	460
	人	88	92	96	100
⑩短期入所(医療型)	日分	130	130	130	130
	人	27	27	27	27
生活介護設置目標数	カ所	20	20	21	22
自立訓練設置目標数	カ所	2	2	2	2
就労移行支援設置目標数	カ所	13	13	13	13
就労継続支援(A型)設置目標数	カ所	13	14	15	16
就労継続支援(B型)設置目標数	カ所	37	38	39	40
療養介護設置目標数	カ所	2	2	2	2
短期入所設置目標数	カ所	18	18	19	20

単位：人＝月間実利用人数、日分＝月間延利用人数

#### <見込量の考え方>

国の指針に基づき、令和2年度から令和4年度までの実績の伸び率を考慮して、今後3年間の見込量を推計しました。

就労選択支援は、令和7年10月制度開始予定のため、令和6年度は見込んでいません。

### 計画実施の方向性

障がいのある人の様々なニーズに対応した日中活動の場の確保に努めるとともに、事業者に対する指導、各種研修等への参加を働きかけ、専門的人材の確保やサービスの向上に努めます。

#### ① 生活介護

日中活動の中心的なサービスであり、今後も利用者の増加が予想されるため、サービス提供事業所の確保が必要であり、とりわけ強度行動障がい者、医療的ケアの必要な障がい者等重度の障がいのある方に対応できる事業所の確保が必要となります。

そのため、社会福祉施設等施設整備費補助金の活用について周知を図るとともに、当該補助



金の交付に当たっては、強度行動障がい者、医療的ケアの必要な重度障がい者等を受け入れるための事業所を整備する事業者を優先する方針とします。

② 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

サービスを提供する事業所が少ないため、事業者と調整し、見込量の確保に努めます。

③ 就労移行支援・就労定着支援・就労継続支援・就労選択支援(令和7年10月から制度開始予定)

企業、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、就労継続支援事業所、就労移行支援事業所、就労定着支援事業所と連携し、障がい特性に合った就労の場の確保と一般就労への定着を促進します。

④ 短期入所

医療機関等と連携し、医療的ケアを必要とする方や強度行動障がいのある方等重度障がい者に対応した事業所の確保に努めます。また、地域生活支援拠点の機能の一つとして、空床確保事業を進めます。

### (3)居住系サービス

#### サービスの概要

① 自立生活援助

・障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する方が対象となります。

・定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援のサービスの提供をします。

② 共同生活援助(グループホーム)

・地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な場合に対象となります。

・家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整など必要なサービスを提供します。

③ 施設入所支援

・生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型の対象となる方に対し、日中活動とあわせて夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等、障害者支援施設において必要な介護、支援等を実施します。

#### 必要な見込量

※令和5年度は見込値、6年度から8年度までは計画値です。

	単位	5年度	6年度	7年度	8年度
①自立生活援助 ※1	人分	4	4	4	4
うち精神障がい者の利用	人分	2	2	2	2
②共同生活援助 ※1	人分	303	324	359	375
うち精神障がい者の利用	人分	143	166	178	191



③施設入所支援 ※2	人分	210	207	204	201
グループホーム設置目標数	カ所	67	69	71	73

単位：月間実利用人数

<見込量の考え方>

※1 国の指針に基づき、令和2年度から令和4年度までの実績の伸び率を考慮して、今後3年間の見込量を推計しました。

※2 国、県の入所者削減目標等に基づき算定しました。

## 計画実施の方向性

### ① 自立生活援助

障がい者が地域生活へ移行する際に、自立生活援助の活用を促し、障がい者が地域での生活を継続できるよう事業者と連携しながらサービス提供を進めます。

### ② 共同生活援助

施設入所、入院されている方の地域移行に中心的な役割を担うことが期待されるグループホームの整備を促します。また、さまざまな障がい特性に対応できるグループホームの設置を事業者に促します。

併せて、社会福祉施設等施設整備補助金を活用した施設整備について、生活介護事業所の整備と同様に、当該補助金の交付に当たっては、強度行動障がい者、医療的ケアの必要な重度障がい者等を受け入れるための共同生活援助事業所を整備する事業者を優先する方針とします。

### ③ 施設入所支援

地域移行を推進していくとともに、入所の必要性に応じた対応が図られるよう施設と連携していきます。

## (4) 相談支援

### サービスの概要

#### ① 計画相談支援(サービス等利用計画等)

障害福祉サービスを利用する全ての方を対象とし、サービスの利用に向けた連絡、調整、利用計画の作成などを行います。サービス利用開始後は、サービス利用状況の検証、計画の見直し(モニタリング)や事業者との連絡調整等を行います。

#### ② 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談、支援を行います。

#### ③ 地域定着支援

居宅において、単身または同居家族の支援を受けられない障がい者を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急の事態等において相談・訪問などの緊急対応を行います。

## 必要な見込量

※令和5年度は見込値、6年度から8年度までは計画値です。

	単位	5年度	6年度	7年度	8年度
①計画相談支援	人	597	634	674	716
②地域移行支援	人	0	3	3	3
うち精神障がい者の利用	人	0	3	3	3
③地域定着支援	人	7	7	8	9
うち精神障がい者の利用	人	4	6	7	8

単位：月間実利用人数

<見込量の考え方>

国の指針に基づき、令和2年度から令和4年度までの実績の伸び率を考慮して、今後3年間の見込量を推計しました。

## 計画実施の方向性

### ① 計画相談支援事業

障がい者一人ひとりに合った適切なサービス利用計画が作成されるように相談支援事業所に指導・連携するとともに、目安となる介護給付費等の支給決定基準を検討します。

### ② 地域移行支援・地域定着支援

相談支援事業所に働きかけ、地域移行支援事業所、地域定着支援事業所の指定を受けるよう促します。

## (5)障がい児支援

### サービスの概要

#### ① 児童発達支援

・未就学の障がい児に対し、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

#### ② 放課後等デイサービス

・就学中の障がい児に対し、放課後又は休校日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。

#### ③ 保育所等訪問支援

・保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障がい児が対象となります。  
・集団生活の適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。

#### ④ 居宅訪問型児童発達支援

・重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、障害児通所支援を受けるための外出が困難な障がい児が対象となります。

・障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び生活能力向上のために必要な訓練を行います。

⑤ 障害児相談支援

・障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案の作成などを行います。  
 ・給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画の作成を行います。

⑥ 医療的ケア児等支援コーディネーター

・医療的ケアが必要な障がい児の総合的な支援体制構築に向けて、関係機関との連携や支援を調整します。

⑦ 福祉型児童入所支援

・施設に入所している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。

⑧ 医療型児童入所支援

・施設に入所又は指定医療機関に入院している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。

## 必要な見込量

※令和5年度は見込値、6年度から8年度までは計画値です。

	単位	5年度	6年度	7年度	8年度
①児童発達支援※1	日分	668	722	780	843
	人	165	179	194	210
②放課後等デイサービス※1	日分	5,367	6,065	6,853	7,744
	人	548	619	700	791
③保育所等訪問支援	日分	4	6	9	14
	人	3	5	8	12
④居宅訪問型児童発達支援	日分	13	17	21	26
	人	2	3	4	5
⑤障害児相談支援	人	220	253	291	335
⑥医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	人	1	1	1	1

単位：人＝月間実利用人数、日分＝月間延利用人数

<見込量の考え方>

令和2年度から令和5年度実績(見込)の伸び率を考慮して、今後3年間の見込量を推計しました。  
 ※1児童発達支援、放課後等デイサービスについては、令和2年度から令和4年度まで続いた新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮し推計しました。

	単位	5年度	6年度	7年度	8年度
⑦福祉型児童入所支援	人	5	5	5	5
⑧医療型児童入所支援	人	17	17	17	17

単位：月間実利用人数

<見込量の考え方>

## 計画実施の方向性

障がい児のサービス需要に合わせ、安定したサービス供給ができるようサービス提供事業所の確保、サービスの質の向上に努めます。

児童発達支援センター等を中心に、保育所等訪問支援等を活用し、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築していきます。

重症心身障がい児の受け入れ事業所が限られていることから、必要なサービスが提供できるよう事業所の新規参入等を促進します。また、医療的ケア児等支援コーディネーターの配置により、関係機関と密に連携し、地域での支援体制を構築していきます。

### ① 児童発達支援・放課後等デイサービス

発達障がい等への理解が進み、診断を受ける児童が増加しています。また、サービスについて医療機関や保育所、学校での認知が進み利用につながりやすくなったことから、新規利用者が増加しています。今後も必要なサービス量の確保に努めるとともに、事業者に対しては、各種研修等への参加を促し、専門的人材の確保、サービスの質の向上に努めます。

### ② 保育所等訪問支援

サービスを提供できる事業所が限られているため、事業者と連携し必要量の確保や支援の円滑な実施・拡充のため関係機関への制度の周知に努めます。児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用し、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制を構築します。

### ③ 居宅訪問型児童発達支援

サービスを提供できる事業所が限られているため、事業者と連携し必要量の確保や支援の円滑な実施・拡充のため関係機関への制度の周知に努めます。

### ④ 障害児相談支援

- ・ 対象者の拡大に対応するため、松本圏域市村と連携し相談支援事業所の確保・相談支援専門員の育成・質の向上を図ります。
- ・ 適切なサービス利用計画が作成されるよう、相談支援事業所との連携強化及び支援の円滑な実施・拡充のため関係機関への制度の周知に努めます。

### ⑤ 医療的ケア児等支援コーディネーター

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、統合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児等に対する支援のための地域づくりを推進していきます。

# 12 地域生活支援事業

## (1) 必須事業

### 事業の概要

事業名	事業内容
1 理解促進研修・啓発事業	障がい者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業
2 自発的活動支援事業	障がい者等、障がい者等の家族、地域住民等により自発的に行われる障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための活動に対する支援を行う事業
3 相談支援事業	
障害者相談支援事業	(1) 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) (2) 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導等) (3) 社会生活力を高めるための支援 (4) ピアカウンセリング (5) 権利の擁護のために必要な援助 (6) 専門機関の紹介
基幹相談支援センター等機能強化事業	(1) 総合的・専門的な相談支援の実施 (2) 地域の相談支援体制の強化の取組 (3) 地域自立支援協議会を設置する市又は圏域等を単位として実施
居住サポート事業	(1) 入居支援(不動産業者に対する物件斡旋依頼、及び家主等との入居契約手続き支援を行う。また、地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じてその利用支援を行う。) (2) 24時間支援(夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等必要な支援を行う。) (3) 居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整(利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行う。)
4 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する事業
5 成年後見制度法人後見支援事業	法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、法人後見の適正な活動のための支援、その他法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など法人後見の活動の推進に関する事業
6 意思疎通支援事業	
手話通訳・要約筆記者派遣事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する事業
手話通訳者設置事業	
点訳、音訳等支援事業	

7 日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度障がい者に別に定める告示の要件を満たす6種の用具を給付又は貸与する事業
8 手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修を行う事業
9 移動支援事業	
個別支援型	個別的支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援
グループ支援型	(1) 複数の障がい者等への同時支援 (2) 屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援
10 地域活動支援センター事業(基礎事業)	創作的活動、生産活動、社会との交流促進
I 型	専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施
II 型	地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施
III 型	地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による小規模作業所等
11 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業(中核市事業)	
手話通訳者・要約筆記者養成事業	身体障がい者福祉の概要や手話通訳又は要約筆記の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成研修する事業
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成研修する事業
12 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業(中核市事業)	
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する事業

### 各年度における事業量の見込み

事業名	単位	5年度	6年度	7年度	8年度
1 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有
2 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有



事業名	単位	5年度	6年度	7年度	8年度
3 相談支援事業					
障害者相談支援事業	カ所	2	2	2	2
基幹相談支援センター設置事業	設置の有無	有	有	有	有
基幹相談支援センター等相機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有
4 成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有
5 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有
6 意思疎通支援事業					
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	1,412	1,539	1,678	1,828
手話通訳者設置事業	カ所	1	1	1	1
7 日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援用具	件	5	11	11	11
自立生活支援用具	件	48	32	32	32
在宅療養等支援用具	件	52	57	57	57
情報・意思疎通支援用具	件	61	72	72	72
排泄管理支援用具	件	5,544	5,749	5,961	6,181
居宅生活動作補助用具	件	3	9	9	9
8 手話奉仕員養成研修事業	人	30	30	30	30
9 移動支援事業	人	2,926	2,972	2,972	2,972
	時間	16,616	16,000	16,000	16,000
10 地域活動支援センター事業	カ所	10	10	10	10
	人	93	93	93	93
11 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業(中核市事業)					
手話通訳者・要約筆記者養成事業	実施の有無	有	有	有	有
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	実施の有無	有	有	有	有
12 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業(中核市事業)					
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	実施の有無	有	有	有	有

<見込量の考え方>

平成2年度から令和4年度までの実績の伸び率を考慮して、今後3年間の見込量を推計しました。

## 計画実施の方向性

- ・利用者のニーズに応じた日常生活用具を提供できるよう、松本圏域3市5村と連携し、随時種目の見直しを実施します。
- ・手話奉仕員養成研修事業については、質の高い手話奉仕員の養成を目的として、聴覚障がい者の当事者団体と連携して、実践的な手話を学ぶ機会を提供します。
- ・松本市の社会資源の状況や利用者のニーズに応じて、障がいのある方の地域生活支援の促進を図るため、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化します。
- ・事業者と連携を図りながら、安定したサービスが提供できるよう基盤整備等に努めます。
- ・松本圏域で単価設定を統一することにより、他市村の社会資源を利用できる体制を維持します。

## (2)任意事業

### 事業の概要

事業名	事業内容
1 日常生活支援	
訪問入浴サービス事業	居宅において入浴サービスを提供し、障がいのある方の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る事業
日中一時支援事業	障がいのある方の日中における活動の場を確保し、日常的に介護している家族の休息の確保を図る事業
2 社会参加支援	
レクリエーション活動支援等事業	レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増強、交流余暇等に資するため及び障がい者が運動に触れる機会を増やすため、各種レクリエーション教室などを開催し、障がい者が社会参加活動を行うための環境整備や必要な支援を行う事業
点字・声の広報等発行事業	点字・声の広報等発行
奉仕員養成研修事業	点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成：研修開催
自動車運転免許取得・改造助成	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業



## 各年度における事業量の見込み

事業名	単位	5年度	6年度	7年度	8年度
1 日常生活支援事業					
訪問入浴サービス事業	利用回数	2,998	2,894	2,894	2,894
日中一時支援事業	利用回数	9,419	9,500	9,500	9,500
2 社会参加支援事業					
レクリエーション活動支援等事業	実施の有無	有	有	有	有
点字・声の広報等発行事業	実施の有無	有	有	有	有
奉仕員養成研修事業	実施の有無	有	有	有	有
自動車運転免許取得・改造助成	件数	5	5	5	5

<見込量の考え方>

令和2年度から令和4年度までの実績の伸び率を考慮して、今後3年間の見込量を推計しました。

## 計画実施の方向性

- ・令和4年度から、日中一時支援事業において強度行動障がいのある方を受け入れた際の報酬単価を設定し、強度行動障がいのある方の日中活動の場の確保に努めています。引き続き松本圏域市村と受け入れ事業所の拡充等更なる事業の充実を図っていきます。
- ・「日中一時支援事業」「訪問入浴サービス事業」については、利用ニーズが高く、市外の事業所や介護保険事業所の協力を得て、事業所の拡充を進めておりますが、引き続き受入体制の充実を図っていきます。
- ・レクリエーション活動支援等事業については、積極的に活動している団体に補助していきます。
- ・その他の事業についても、支援団体等と連携し、地域で自立した生活が営めるよう、また社会参加の促進が図られるよう推進します。

# 13 計画の見込量到達状況の点検及び評価

松本市自立支援協議会、松本市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会等においてサービス見込量等について到達状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を実施します。